

告示第120号

令和7年廿日市市告示第221号（令和8年度及び令和9年度において廿日市市が発注する物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定める。

令和8年4月1日

廿日市市長 松本 太郎

1 追加申請期間及び追加受付時間

(1) 電子申請

令和8年4月1日（水）から令和9年9月15日（水）までに入札参加資格審査申請システムにより廿日市市総務部契約課（広島県廿日市市下平良一丁目11番1号。以下「契約課」という。）に提出して申請を行うものとする。

なお、申請期間内に到達しない場合は、申請全体を無効とする。

(2) 書面による申請

追加申請期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年9月15日（水）までとする。

持参による提出の追加受付時間は、午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までとする。

なお、提出すべき書類が申請期間内に契約課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。